

公益財団法人 日本テニス協会

倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本テニス協会（以下「この法人」という。）定款第3条に基づき、本協会の事業活動に参画するもの及び登録する指導者・審判員・選手等倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより事業を公正かつ適正に運営し、よって定款第4条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、定款第20条に規定する評議員、第36条に規定する理事及び監事、第44条に規定する名誉会長、名誉副会長及び顧問、第46条に規定する理事待遇、第59条に規定する本部及び第60条に規定する委員会の活動に参加する者（以下「役員等」という）及び第61条に規定する事務局職員並びに第64条に規定する本協会が設ける登録制度に登録する指導者・審判員・選手等に適用する。

(役員等及び職員の基本責務)

第3条 役員等及び職員は、定款第3条に規定する目的を達成するため、この法人の定款及び諸規則に基づき、高邁な倫理観に留意し、社会規範に反することのないよう、職務を公正かつ誠実に履行しなければならない。

2 役員等及び職員は、「公益財団法人日本テニス協会及び加盟団体並びに協力団体における倫理に関する指針」を十分に理解し、実践しなければならない。

(役員等及び職員の遵守事項)

第4条 役員等及び職員は、法令及びこの法人定める規則並びに関係する国際規則を遵守しなければならない。

2 役員等及び職員は、暴力、各種ハラスメント（セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）、差別、試合の不正操作、違法賭博、ドーピング等、薬物（大麻、麻薬、覚醒剤等）乱用の違法行為やスポーツの健全性及び高潔性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為を絶対に行ってはならない。

3 役員等及び職員は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

4 役員等及び職員は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己・特定団体の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

5 役員等及び職員は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。

6 役員等及び職員は、反社会的勢力とは一切の関係をもってはならない。

7 役員等及び職員は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを律し、この協会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

(登録指導者・審判員・選手等の遵守事項)

第5条 この法人が設ける登録制度に登録する指導者・審判員・選手等は、法令及びこの法人の定める規則並びに関係する国際規則を遵守しなければならない

2 この法人が設ける登録制度に登録する指導者・審判員・選手等は、暴力、各種ハラス

メント（セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）、差別、試合の不正操作、違法賭博、ドーピング等、薬物（大麻、麻薬、覚醒剤等）乱用の違法行為やスポーツの健全性及び高潔性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為を絶対に行ってはならない。

- 3 J T A公式トーナメントに出場する審判員、選手及び帯同するコーチは、ルール・オブ・テニス、J T A公式トーナメント・コード・オブ・コンダクト等J T Aテニスルールブックに記載している事項を遵守しなければならない。
- 4 登録指導者・審判員・選手等は、反社会的勢力とは一切の関係をもってはならない。
- 5 20歳未満の選手は、飲酒及び喫煙をしてはならない。

（倫理委員会）

第6条 この規程の実効性を確保するため、この法人に倫理委員会を設置する。

- 2 倫理委員会は、次の事項を所掌する。
 - （1）この法人及び役員及び職員の綱紀肅正の維持・推進に関すること。
 - （2）法令違反及び倫理規程及び倫理に関する指針並びにコード・オブ・コンダクト違反に対する処分に関すること。
- 3 倫理委員会に1名の委員長と若干名の委員を置く。
- 4 委員長は、会長が理事又は学識経験者の中から推挙する者を理事会に諮って会長が委嘱する。
- 5 委員は、委員長が理事、この法人の加盟団体または学識経験者の中から推挙する者を理事会に諮って会長が委嘱する。
- 6 委員長及び委員の任期は、委嘱日より開始し、この法人の理事の任期と同じく終了する。ただし再任を妨げない。
- 7 委員会は委員長が招集しその議長となり、議事は委員の合意により決定する。

（違反行為への対応）

- 第7条 第2条に規定するものがこの規程に反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、コンプライアンス委員会は調査を行い、違反する行為を行ったと認められる場合は、会長に報告するものとする。
- 2 違反行為に対して処分が必要と判断された場合、会長は、常務理事会の決議を経て倫理委員会に対して事実調査に基づく処分審査を諮ることができる。
 - 3 会長は、倫理委員会の意見を聴取した上で、別に定める処分手続に関する規程に基づく必要な処分を決定することができる。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 倫理委員会の運営を含むこの規程の施行に関し必要な事項は、別に定める細則による。
- 2 この規程は、平成31年1月1日より施行する。
- 3 この規程の施行により懲罰委員会罰則規程は廃止される。

制定日	平成26年	3月20日
改正日	平成27年	5月22日
改正日	平成29年	5月30日

改正日 平成30年12月18日
改正日 令和 3年 3月16日